

青森県報

第三百八十七号

令和三年
十一月十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第五号)の要領(財政課) …… 一
- 鳥獣捕獲等事業の認定(自然保護課) …… 三
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定(高齢福祉保険課) …… 三
- 障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) …… 三
- 道路の供用の開始(道路課) …… 三

公 告

- 都市計画の変更案の縦覧(都市計画課) …… 四
- 右 同(同) …… 四
- 建設業者の許可の取消し(東青地域県民局) …… 四
- 右 同(中南地域県民局) …… 五
- 右 同(同) …… 五
- 右 同(三八地域県民局) …… 五
- 土地改良区の定款変更の認可(中南地域県民局) …… 六
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示(病院管理局) …… 六

告 示

青森県告示第七百六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき令和三年十月二十八日専決処分した令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第五号)の要領は、次のとおりである。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第5号）

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,483,156千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ761,570,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地方交付税	216,024,262	2,504,921	218,529,183
1	地方交付税	216,024,262	2,504,921	218,529,183
9	国庫支出金	146,382,976	978,235	147,361,211
2	国庫補助金	103,228,408	978,235	104,206,643
歳 入 合 計		758,087,728	3,483,156	761,570,884
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
6	農林水産業費	49,476,464	1,672	49,478,136
1	農業費	9,702,879	1,672	9,704,551
7	商工費	105,731,849	3,481,484	109,213,333
1	商工費	84,133,121	3,481,484	87,614,605
歳 出 合 計		758,087,728	3,483,156	761,570,884

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額	千円
令和3年度米価下落減収対策資金の利子補給	令和4年度から令和8年度まで		34,721

青森県告示第七百六十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の二の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認定年月日

令和三年十一月八日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人新自由狩猟クラブ

八戸市小中野八丁目二の二一

2 代表者の氏名

金田 和広

青森県告示第七百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

合同会社幸凍	名称又は氏名	指定居宅サービス事業者
八戸市田面木字松長根七の二四	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類
訪問介護	名称	居宅サービス事業を行う所
ヘルパーステーション	所在地	指定年月日
三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一・二・七・五		令和 三・二・一六

青森県告示第七百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

Midrow株式会社	名称	指定障害福祉サービス事業者
上北郡七戸町字向平四二の一八	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類
就労継続支援B型	名称	障害福祉サービスを行う所
ckura	所在地	指定年月日
上北郡七戸町字蛇坂五〇の一九		令和 三・三・一

青森県告示第七百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年十二月十六日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字川代ノ上ミ六六の一九〇から三戸郡田子町大字田子字川代ノ上ミ六六の一九〇まで	令和 三・二・一六

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画（一・三・一号有戸鳥井平一ノ渡線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

上北郡野辺地町字松ノ木平及び上北郡東北町山添の各一部

2 追加される土地の区域

上北郡野辺地町字松ノ木平、上北郡東北町湯田平及び山添の各一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、野辺地町建設水道課及び東北町企画課

四 縦覧期間

令和三年十一月十八日から同年十二月一日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、東北都市

計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり東北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

東北都市計画区域における道路に関する都市計画（一・五・一号後平湯田平線及び一・五・二号柳平線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

（一・五・一号後平湯田平線）

上北郡七戸町字後平、柳平、菩提木、尾山頭、上北郡東北町川迎、家ノ下夕、

上板橋家ノ後、板橋山、石坂、岡端、上清水目、湯田平及び山添の各一部

（一・五・二号柳平線）

上北郡七戸町字柳平の一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、東北町企画課及び七戸町建設課

四 縦覧期間

令和三年十一月十八日から同年十二月一日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 サイト・テックN A O株式会社
 - 二 代表者の氏名 齊藤直史
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市橋本三丁目一二の四
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一〇〇八二八号
 - 五 取消年月日 令和三年十月二十五日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 解体工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実
- 令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社シバタ医理科
 - 二 代表者の氏名 尾形慎哉
 - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高田三丁目七の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第九六四六号
 - 五 取消年月日 令和三年十月十二日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 管工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実
- 令和三年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 宮本土木
 - 二 氏名 宮本和香子
 - 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字蔵館字山下三六の四四
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第二〇〇一三五号
 - 五 取消年月日 令和三年十月二十日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 解体工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実
- 令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社小向工務店
- 二 代表者の氏名 小向榮
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字中居林字藤ヶ森四の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第一六五〇九号

- 五 取消年月日 令和三年十月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
 令和三年九月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田山堰土地改良区の定款の変更を令和三年十一月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年十一月十七日

中南地域県民局長 前 多 正 博

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十一月十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
- X線一般撮影装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 三 契約の方法
- 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
- 令和三年十月十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
- 江渡商事株式会社
- 青森市問屋町一丁目一の一五
- 六 契約金額
- 七千二百六十万円
- 七 随意契約の理由
- 八 契約の相手方を決定した手続

八 二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積りを行った者と随意契約により契約を締結したものである。

（発行者・発行人）
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

（印刷所・販売人）
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価 小口一枚二付十五円